慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦時期におけるナチス強制収容所
Sub Title	Die national sozialistischen Konzent-rationslager während des Zweiten Weltkrieges
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1996
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.89, No.2 (1996. 7) ,p.241(101)- 269(129)
JaLC DOI	10.14991/001.19960701-0101
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19960701-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」89巻2号（1996年7月）

戦時期におけるナチス強制収容所

矢　野　　久

はじめに

本稿は，1941年までのナチス強制収容所の歴史を扱った「ナチス強制収容所の史的展開[1]」の続編をなすものである。前稿での分析は期間が1941年までに限定されていたため，ナチス強制収容所の本格的展開は分析の対象とはならなかった。そこで本稿では，1942年から43年までの時期における強制収容所の本格的展開を考察することにする。この時期は，権力構造論の観点からみると，SSが軍需経済の領域に介入し，これまでのナチス体制の権力構造に一定の変更をもたらそうとし，結果的に，ナチス権力構造が変化しつつ，確定された時期であり，ナチスの政策展開からみれば，一方でソ連人労働者のドイツでの労働動員政策，他方でユダヤ人絶滅政策が導入・実施され，ナチズムの残虐的現象が全面展開する時期に対応している[2]。したがって，この時期の強制収容所の歴史が明らかにされないかぎりは，ナチスについて本質的に理解することは不可能といっても過言ではないだろう。

本稿の対象とする時期に強制収容所の機能転換が生じたが，この機能転換を考察する上で，あらかじめ触れておかなければならない問題がある。それは，この強制収容所の機能転換が，一方でソ連人労働者などの外国人労働者と，他方でユダヤ人労働者という二つの労働力供給源の利用可能性と密接な関係にあったという点である。ソ連人労働者の労働力利用についてはすでに別稿で詳述したので[3]，ここでは，本稿で対象とする時期までのユダヤ人政策を概観しておこう。

（1）　矢野「ナチス強制収容所」14-29頁。

（2）　永岑『ソ連占領政策と民衆』，栗原「ユダヤ人絶滅政策」，村瀬「ナチスについての考察(1)(2)(3)(4)」「補遺」参照。

（3）　矢野「強制連行・強制労働」，矢野「ソ連人労働者政策の転換」参照。

1939年5月のセンサスでは約33万名のユダヤ人がドイツに居住していたが[4]，第二次世界大戦勃発ごろまでのナチス・ドイツのユダヤ人政策は，ドイツ人との社会的接触の禁止（35年9月），ユダヤ人住居への集中化（38年12月），移動の自由の制限（39年9月以降），さらに41年9月以降はユダヤ星のマークの付帯という形で展開していった。その過程で少なからぬユダヤ人がドイツから離れざるをえなくなった[5]。

しかし，ドイツ・ライヒにおけるユダヤ人政策の変化は，ポーランドでのナチス・ドイツのユダヤ人政策の展開，さらに独ソ戦開始以降は，東部占領地域でのユダヤ人政策の展開と連動するものであった。そこでまずポーランドでのユダヤ人政策をみることにしよう。

ポーランド侵略によって，ポーランド西部が1939年10月，ドイツ・ライヒに編入され，残る中部が総督府としてドイツの支配下におかれることによって，ポーランド・ユダヤ人に対するユダヤ人政策が新たな展開をみせた。ポーランド全土には，人口の約10%に相当する約330万名のユダヤ人が居住していたが，ソ連の支配下に入った東部を除くと，約200万名がドイツの支配下におかれた。そのうち約60万名がドイツへの編入地域に居住していた。1939年9月21日，保安警察・保安部（SD）長官ハイドリヒ（Reinhard Heydrich）は，ユダヤ人農村住民を都市に疎開させ，総督府に移送し，そこでもまた都市に集中させるという命令を下した。それは，まず第一に，約60万名のユダヤ人を編入地域から総督府に追放し，総督府のユダヤ人人口を200万名にし，そのうえで，第二に，この200万名のユダヤ人をゲットーに集中させるという計画であった[6]。

ハイドリヒの計画の前半部分である編入地域からのユダヤ人追放は1939年12月1日に開始され[7]，わずか2ケ月で約20万名ものユダヤ人とポーランド人が総督府に移送された。40年2月12日には，総督府で「東方問題」に関する会議が開催され，翌3月には総督フランク（Hans Frank）が総督府への大量追放が行政の「死活問題」になったと言明せざるをえないほどの問題となっていた[8]。

総督府では1939年10月26日，「ユダヤ人住民労働強制導入令」が出され，14歳から60歳までの全ユダヤ人（後に12歳以上）が集団労働の形態（強制労働班），収容所での宿営という形での強制労働を強いられることになった。このユダヤ人住民労働強制導入令を根拠に，同年12月11日，施行令が出され，警察の許可なくしてはユダヤ人には移動の自由が認められなくなった[9]。また，総督府で最初のゲットーは1939年10月にピオルコフ・トリブナルスキーでつくられ，40年にはいるとウッジ（ローチ

（4） *Statistik des Deutschen Reichs*, Neue Folge・Bd. 552/Heft 4, 1944, S. 6.

（5） Hilberg : *Vernichtung* , Kop. III, IV, V.

（6） Reitlinger : *Endlöung*, S.59ff. ; Krausnick : " Judenverfolgung", S.289ff.; Hilberg: *Vernichtung*, S.150.

（7） *Frank-Diensttagebuch* vom 8. 12. 1939, S.77.

（8） *Frank-Diensttagebuch* vom 4. 3. 1940, S.146. 1941年3月には，総督府上級SS・警察指導者クリューガー（Friedrich Wilhelm Krüer）は総督府にはユダヤ人を追放しないといわざるをえなかった。*Frank-Diensttagebuch* vom 25. 3. 1941, S.336f.

（9） Majer : *"Fremdvökische "*, S.544, 577f.; Hilberg : *Vernichtung*, S.180.

ュ，リッツマンシュタット），つづいて40年秋にはワルシャワ・ゲットーが建設された。ゲットーを建設する権限は，1940年9月13日の命令により，行政の地区長官に与えられ，それ以降，次々と総督府各地にゲットーが建設されていった。ゲットーにユダヤ人を集中させるというハイドリヒの計画の後半部分が実行に移されたのである。こうして41年秋には総督府のゲットー化はほぼ完了した[10]。ユダヤ人住民労働強制導入令によって，強制労働を義務づけられたユダヤ人は，こうしてその大部分がゲットーに集められ，まずゲットー内外の様々な工場で働かされることになった[11]。

総督府でユダヤ人労働力を利用する権限は，1941年6月25日付の総督府労働課の回状布告によって，ドイツの労働行政機構ではなく，警察に委譲された。それにともなって，ユダヤ人労働収容所は上級SS・警察指導者に属することになった。こうして，総督府のユダヤ人は，ゲットーや労働班あるいは労働収容所で，都市郊外での補助作業や建設現場に投入された[12]。

つぎに，1941年6月22日の独ソ戦開始以降を簡単にみておこう。東部占領地域でのユダヤ人政策の特徴は，保安警察・SDの「行動部隊」がおこなったユダヤ人殺害行動である。すでに5月に，作戦地でのユダヤ人射殺命令が行動部隊の任務として口頭で伝えられていた[13]。A，B，C，D四つの部隊から構成された行動部隊は5ケ月間で約50万名のソ連・ユダヤ人を射殺した[14]。

1941年11月，オストラント全権委員府は，オストラントからのユダヤ人追放は緊急課題とはいえ，「戦争経済の必要性と一致されなければならない」という立場に立ち，年齢・性・経済を考慮せずにオストラントのユダヤ人全員を殺害すべきかどうかについて東部占領地域省に質問した。それに対し東部占領地域省は，「経済的配慮は基本的にする必要はない」と答えた[15]。こうして1942年には，東部占領地域でのユダヤ人殺害行動はいっそう激化していった。とくにゲットー・ユダヤ人の殺害が拡大化したのもこの時期である[16]。

一方，ドイツ・ライヒでは，1941年7月31日，帝国元帥ゲーリング（Hermann Göing）が「ヨーロ

---

(10) Krausnick : " Judenverfolgung", S.295f. ; Hilberg : *Vernichtung*, S.160ff. ; Majer : *"Fremdvökische"*, S.577f.

(11) しかし，Reitlingerによれば，約50万名のユダヤ人労働義務者のうち，10万名弱しか労働しておらず，対象は限定されていた。Reitlinger ： *Endlösng*, S.57ff., 77.

(12) Georg : *Unternehmungen*, S.91ff.; Krausnick: "Judenverfolgung", S.339f., 345ff. ; Hilberg : *Vernichtung*, S.179ff., 369ff.;Majer : *"Fremdvölkische"*, S.556.

(13) Krausnick: "Judenverfolgung", S.299f. ; Hilberg : *Vernichtung*, S.201ff.

(14) Hilberg : *Vernichtung*, S.211ff.

(15) Schreiben des Reichskommissars f.d. Ostland an Rosenberg vom 15. 11. 1941, Dok. 3663-PS, *IMG*, Bd.32, S.435f.; Schreiben des Reichsministers f.d.besetzten Ostgebiete an den Reichskommissar f.d. Ostland vom 18. 12. 1941, Dok.3663-PS, IMG, Bd.32, S.437; Krausnick: "Judenverfolgung", S.310.

(16) Krausnick : "Judenverfolgung", S.311f. ; Hilberg : *Vernichtung*, S.263ff. 東部占領地域での行動部隊などによるユダヤ人殺害は，ヒルベルクの計算によると115万名以上，クラウスニクによると100万名以上にのぼった。Krausnick: "Judenverfolgung", S.302; Hilberg: *Vernichtung*, S.276f.

ッパ・ユダヤ人問題の最終的解決」のための必要な準備をおこなう権限をハイドリヒに与えた[17]。それにもとづいてハイドリヒは，同年晩夏ないし初秋に，毒ガスによる殺害方法の利用を決定している。それについては後で述べるとして，ここで指摘しておきたいことは，41年9月18日，SS全国指導者ヒムラー（Heinrich Himmler）が，ドイツ・ライヒを「ユダヤ人のいない」地域にするというヒトラーの願望にもとづき，まずユダヤ人を総督府に追放し，次に，そこから東方へ移送する計画を明らかにしたという点である。編入地域のウッジ・ゲットーにユダヤ人を集中させるべく，41年10月，ドイツ・ライヒでユダヤ人の大量追放がはじまった[18]。

したがって，1941年後半期は，ドイツ・ライヒではユダヤ人を総督府へ追放するプロセスがはじまり，総督府ではゲットーへのユダヤ人集中化が進行しており，ソ連占領地域では行動部隊がユダヤ人を大量に射殺していた時期にあたる。このように地域によってユダヤ人政策の実践は多様であったが，まさにこの時期に，ナチス指導部は二つの重大な決定をおこなったのである。第一は，ソ連人労働者をドイツ・ライヒへ労働力動員するという決定であり[19]，第二は，ユダヤ人を絶滅収容所に送って一酸化炭素ガスで絶滅させるという決定である。ただし，ドイツのユダヤ人労働者のなかでも，「閉鎖的な労働配置がおこなわれているユダヤ人で，国防経済上の理由から追放の許可が与えられない者」は，家族も含め追放の対象とはならず，したがって殺害の対象とはしない，という保安警察・SD長官のユダヤ人追放方針が労働大臣から各州労働庁長官に1941年12月19日布告された[20]。総督府では総督フランクが41年12月16日，ポーランド総督府も「ユダヤ人のいない」地域にすべきだと主張した。しかしどのようにユダヤ人のいない地域にするかについては，フランクは「何らかの仕方で絶滅を成功させるような介入に着手しなければならない」としているだけで，具体的な措置をのべているわけではないが[21]，約160万名を数える総督府ユダヤ人の絶滅収容所への移送はすでにはじまっていた。1941年10月末にはヘウムノ絶滅収容所の建設がはじまり，翌月には「ラインハルト作戦行動」によるベウジェツ絶滅収容所の建設がはじまり，翌年春にはソビボール，トレブリンカ絶滅収容所も完成し，大量殺害システムが完了していった[22]。

当初1941年12月9日に予定されていたいわゆる「ヴァンゼー会議」は，翌年1月20日に開催された。席上ハイドリヒは各省庁担当官に，すでに決定され，実質的には開始されていた「ヨーロッパ・ユダヤ人問題の最終的解決」の準備のための全権が自分にあることを表明した。したがって，ここ

---

(17) Auftrag Görings an Heydrich vom 31. 7. 1941, Dok.710 -PS, *IMG*, Bd.26, S.266f.

(18) Krausnick: "Judenverfolgung", S.308 ; Hilberg: Vernichtung, S.154f. ただし，軍需工業に従事しているユダヤ人労働者については，軍需監督局と労働局の許可なしには追放しないことが41年10月23日に決められた。Hilberg: *Vernichtung*, S.309.

(19) 矢野「外国人強制労働への道」100頁以下，矢野「強制連行・強制労働」208頁以下。

(20) Runderlaß des Reichsarbeitsministers vom 19. 12. 1941, Dok. 061-L, *IMG*, Bd.37, S.490.

(21) Sitzung der Regierung des GG vom 16. 12. 1941, Dok.2233 -PS, *IMG*, Bd.29, S.503.

(22) Rückerl(Hrsg.): *Vernichtungslager*.

で「最終的解決」が決定されたのではなく，ユダヤ人の大量殺害は決定済みの問題であり，その意味でヴァンゼー会議は「最終的解決」の実践の一環にすぎなかった。「ユダヤ人問題の最終的解決」で問題となったのは，第一に，その間にヒムラーが，「戦争中のユダヤ人国外流出」と「東部の可能性」に関連して，ユダヤ人の「国外流出」を禁止したが，この禁止措置との関係であった。国外流出に代わって，ハイドリヒは「東方へのユダヤ人追放疎開」措置を会議で説明したのである(23)。そこで浮上したのが労働能力のあるユダヤ人と労働能力を欠くユダヤ人を区別することであった。第二に，「混血」・「混合婚」のユダヤ人の扱いが議論の中心におかれた。

ただし，労働能力のないユダヤ人については議論がなされていなかった点は留意する必要があろう。労働能力のないユダヤ人の「絶滅」はすでにはじまっていたため，むしろ労働能力のあるユダヤ人をどうするかが問題となっていたのである。つまり，「東方へのユダヤ人追放疎開」は，労働能力のないユダヤ人にとっては絶滅収容所への移送，したがって「絶滅」による死を意味したが，労働能力のあるユダヤ人にとってはまずは「東方での労働配置」を意味した。つまり，労働能力のあるユダヤ人はまずは「死」ではなく，「適切な仕方で」労働配置させるというものであり，「大規模労働班」による「道路建設」などでの労働配置が考えられていた。ただし，それ以上具体的なことは議論されたわけではなかった。労働能力のあるユダヤ人に対しても，将来的には，自然淘汰を待ち，それに生き残ったものは「相応に扱う」，つまり殺害するということであった。しかし当面は，四ケ年計画庁のノイマン（Erich Neumann）がこの会議の席上で主張したように，「戦争に重要な経営に配置されているユダヤ人は代替者がいないかぎりは追放疎開させない」ということであった(24)。

ヴァンゼー会議後，しかもソ連人戦時捕虜がもはや大量にはドイツに投入しえないことが明らかになって，ヒムラーはユダヤ人の労働配置優先の方針へ動いた。ヒムラーが1942年初頭にもっとも大きな期待をよせていた労働力は，労働能力のあるユダヤ人であった。1942年１月26日，ヒムラーは強制収容所監督官グリュックス（Richard Glücks）に次のように命令している。「近い将来，ロシア人戦時捕虜の労働力を期待することは不可能となるであろうから，私はドイツから追放疎開予定のユダヤ人を大量に強制収容所に送ることを考えている。きたる４週間に10万名のユダヤ人男性，５万名弱のユダヤ人女性を強制収容所に収容する準備をしてもらいたい。大規模経済事業と課題がきたる数週間に強制収容所でまじかにおこなわれるだろう」と(25)。つまり，ヒムラーは大量殺害の対象となる15万名のユダヤ人を4 週間以内に強制収容所に収容するよう命じたのである。このヒム

(23) Niederschrift über die “Wannsee-Konferenz” vom 20. 1. 1942, in : Longerich (Hrsg.): *Ermordung*, S.83ff.

(24) Niederschrift über die “Wannsee-Konferenz” vom 20. 1. 1942, in : Longerich (Hrsg.): *Ermordung*, S.85ff. ; Krausnick: “Judenverfolgung”, S.322ff.; Hilberg: *Vernichtung*, S.285; Pingel : Häftlinge, S.139; Herbert; “Arbeit und Vernichtung”, S.400f.

(25) Fernschreiben Himmlers an Grücks vom 26. 1. 1942, in : Kühnrich : KZ-Staat, S. 108.

ラーの命令は，第一に，労働能力のあるユダヤ人を強制労働の対象にすること，第二に，これらユダヤ人を強制収容所に収容すること，第三に，強制収容所で経済事業をおこなうことの三つを志向するものであった。第一点についてはすでにヴァンゼー会議で東部での労働配置が構想されていたが，これら三点が結びついたところにこの命令の意味がある[26]。ヴァンゼー会議とユダヤ人絶滅政策とを直線的に結びつけて把握する見解が，いかに一面的であるか，このヒムラーの命令から明らかとなろう。ヒムラーのこの命令は，ヴァンゼー会議で目標とされた1,100万名のユダヤ人の「東方への追放疎開」のうち，ブラック（Viktor Brack）の計算によると300万名のユダヤ人を新しい労働力として見込むということを意味した[27]。

追放疎開の対象とはならないユダヤ人労働者は，すでに述べたように1941年末には「閉鎖的な労働配置」という条件がつけられていたが，42年3月上旬には，閉鎖的な労働配置ではなく，「戦争に重要な経営」に従事するユダヤ人労働者は追放疎開されないという形に変化した[28]。3月末にも，「戦争に重要な経営に就業するユダヤ人は当分の間基本的に追放疎開されない」ことが，ゲーリングによって確認された，とライヒ労働大臣が各州労働庁長官に伝えている[29]。42年2月17日の回状布告までは，ユダヤ人が「閉鎖的な労働配置」にある限りで，追放疎開の対象から除外されていたため，この間に，ユダヤ人が「戦争に重要な経営」に就業していれば追放疎開から除外されうるというように修正されたのである[30]。

このように，ユダヤ人絶滅政策はすでに1941年にはじまっていたということが明らかとなろう。ドイツ・ライヒでは総督府へのユダヤ人追放がはじまり，総督府ではゲットー化から絶滅収容所でのユダヤ人大量殺害への重点移動がはじまり，東部占領地域では行動部隊を中心とするユダヤ人大量殺害が進行していたのである。地域によって様相を異にする，こうしたユダヤ人絶滅政策の展開のなかで，労働能力あるユダヤ人労働者をどのように扱うかがナチス指導部が直面した問題の一つであった。とりわけ，軍需生産にたずさわるユダヤ人熟練労働者問題は，労働力不足を条件にして導入されたソ連人労働者の労働動員が困難となる中で労働力不足状況にいかに対処するかという戦争経済の要請と，すでに展開しているユダヤ人絶滅政策とのはざまに存在していた。したがって，この時点でのナチス・ドイツのユダヤ人政策の特徴は，労働能力の有無によってユダヤ人を区別し，

---

(26) Höß: Kommandant, S.155f.; Broszat: "Konzentrationslager", S.108; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.402. これによって，アウシュヴィッツに来たユダヤ人を，たとえ10%から20%しか労働能力がない場合でも，労働能力のある者とない者に選別するやり方がはじまった。

(27) Niederschrift über die "Wannsee-Konferenz" vom 20. 1. 1942, in : Longerich (Hrsg.): *Ermordung*, S.85 ; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.296f.

(28) Rundverfügung des Regierungspräsidenten des Landeswirtschaftsamts für den Wirtschaftsbezirk Moselland vom 4. 3. 1942, Dok. 061- L, *IMG*, Bd.37, S.491f.

(29) Rundschreiben des Reichsarbeitsministers vom 27. 3.1942, Dok.061-L, *IMG*, Bd.37, S.493.

(30) Rundschreiben des Führungsstabs Wirtschaftsamt für den Wehrwirtschaftsbezirk XII vom 11. 4. 1942, Dok. 061-L, *IMG*, Bd.37, S.494.

労働能力のあるユダヤ人熟練労働者はユダヤ人絶滅政策の対象とはしないが，それ以外は絶滅の対象とした点である。

本稿の対象とする時期の直前にはこうしたユダヤ人政策が展開され，一方，ソ連人労働者をドイツ・ライヒで大量労働動員する労働力政策が実施されていた。ナチス強制収容所体制はこうした状況を前提にして本格的に展開したのである。本稿はこのプロセスを，第一に，SS と軍需省などとの権力関係において，第二に，労働力政策ならびにユダヤ人政策との関連において分析することをねらいとする。本稿の構成をあらかじめ呈示しておくと，まず第一章では，1942年春の時点での SS 経済管理本部の成立過程を追跡し，強制収容所がどのような機能をもつにいたったのかを解明する。第二章では，42年秋の時点での軍需生産の領域への SS の介入とその挫折の過程を分析対象とし，強制収容所体制成立の経過を明かにする。つづく第三章では，強制収容所の機能転換ならびに強制収容所体制成立とユダヤ人政策との関連を分析し，第四章では，軍需生産への介入を阻止され，強制収容所体制の拡大に政策を限定せざるをえなくなった SS が，どのようにその政策を遂行していったのかを明らかにする。第五章では，軍需生産に従事し，したがって絶滅政策の対象とならなかったユダヤ人熟練労働者に焦点をあて，ユダヤ人絶滅政策と労働力政策とのはざまでユダヤ人労働者がどのような運命をたどったのかを解明する。

第一章　SS 経済管理本部の成立と強制収容所の機能転換

1942年１月26日のヒムラーの命令に表現された，先の三つの課題を実現するためには，SS はナチス体制の中でそれを可能にする権力基盤を保持する必要があった。とりわけ，三つの課題の「要」的存在は，強制収容所であり，それゆえ SS は自己の組織再編と強制収容所の再編とを結合させて，自己の権力基盤を拡大しようとした。おりしも時代状況は電撃戦から総力戦への移行期であり，SS はそこに権力基盤拡大の絶好の機会をみた。SS はいち早く，自己の組織再編に着手している。42年２月１日，SS はその二つの重要な部局「財政・建設」(Haushalt und Bauten) と「管理・経済」(Verwaltung und Wirtschaft) とを SS「経済管理本部」(Wirtschaftsverwaltungshauptamt) に統一した。翌３月，総統大本営で，軍需工業における強制収容所囚人の労働配置に関する会議が開催され，ヒムラーは，軍需生産への囚人労働配置の要求に対応できるように，オスヴァルト・ポール(Oswald Pohl) に強制収容所体制の再編を委ねた。その結果，強制収容所監督局 (Inspektion) がD部 (Amtsgruppe D) として経済管理本部に編入され，３月16日にポールが経済管理本部長に任命された(31)。

(31) Georg: *Unternehmungen*, S.39; Extract from Testimony of Pohl, in : *Trials*, Vol.5, S.331ff.; Pingel: *Häftlinge*, S.123; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, Bd. II, S.222; Karny: "SS-WHVA", S.156; Broszat: "Konzentrationslager", S.110; Wysocki: *Arbeit*, S.137.

これによって，SSの全経済・管理活動が一つの本部に統一されることになった。ポールはSS経済企業を統合する長でもあったため，SS経済企業活動とならんで，経済管理本部による強制収容所囚人の労働配置というもう一つの中心的機能をもつことになった。

経済管理本部のD部「強制収容所」の部長にはグリュックスが就任し，強制収容所監督局がおかれていたベルリン近郊のオラーニエンブルクにこのD部は設置された。D部は4つの課からなり，第II課（DII）が囚人労働配置を担当した。担当課長にはマウラー（Gerhard Maurer）が就任し，局のなかでもっとも重要な課となった(32)。この制度変更によって，強制収容所囚人の労働配置を決定する権限の所在が変化した。この権限を掌握したのは，もはや強制収容所所長でもまた強制収容所監督局担当者でもなく，SS経済管理本部長こそが囚人の労働配置の決定権をもつことになったのである。権力構造的にみると，強制収容所監督局を経済管理本部に従属させたということは，労働行政機構の側のありうる介入に対し，SSが対抗する制度組織をもったということ，SSが，強制収容所囚人の労働力としての意義を強化し，強制収容所の機能転換をはかることが可能となったということを意味する。

それゆえ，1942年3月21日の，フリッツ・ザウケル（Fritz Sauckel）の労働配置総監任命は，こうした制度変更との関連でとらえる必要があろう。つまり，ポールが経済管理本部長に任命され，強制収容所囚人の労働配置についてはポールが実権を握ることが決定された後のことなのである(33)。これはヒムラーが，ザウケルの労働配置総監任命以前に，強制収容所囚人労働配置の権限をSS経済管理本部に集中することによって，労働配置総監が強制収容所囚人労働配置をその権限の中に組み入れることを阻止したことを意味するのである(34)。

強制収容所監督局を経済管理本部に編入し，経済管理本部に強制収容所囚人労働配置の権限を委譲するというこの制度変更は，以上のような権力構造上の問題にとどまらなかった。この変更は，強制収容所を軍需経済の中でどのように位置づけるのかという問題，42年1月26日のヒムラー命令の第三の課題と絡んでいたのである。この制度変更は，強制収容所ならびに強制収容所囚人を軍需生産に利用するということと実はセットになっていた。というのは，経済管理本部の組織編成がおこなわれた同じ日に，SSと軍需省代表者が軍需完成品製造を強制収容所に移す問題を協議していたからである。この協議で，これまで以上に強制収容所を軍需生産に動員すべきとされ，「製造は強制収容所内にとどめ」，それゆえ「担当企業が生産を強制収容所の領域内に移さねばならない」とされた(35)。その結果，経済管理本部長ポールと軍需大臣アルバート・シュペーア（Albert Speer）と

---

(32) Georg: *Unternehmungen*, S. 30f.; Broszat: "Konzentrationslager", S.110ff.; Obenaus: "Konzentrationslager", S.164.

(33) 矢野「強制連行・強制労働」215頁。

(34) Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.402.

(35) zit. in: *Konzentrationslager in Hannover*, Teil I, S.24.

は，強制収容所が軍需品製造を実験的に引受ける協定を結んだ。5つの強制収容所工場で，25,000名の囚人を利用する予定であった。ヒトラーはこの協定を認め，25,000名の囚人労働力を利用することを了承した。まずはブーヘンヴァルトとノイエンガメで，こうした措置の準備のための「モデルケース」として，2つのプロジェクトが決定された。そのために，SS企業が営む強制収容所内生産工場の軍需生産への転換がはじまった。SSと私企業との協力関係は，私企業が生産の一部を強制収容所に移し，生産に必要な専門力をも提供するというところに求められた(36)。

これによって，実際にSSは当時の強制収容所囚人の約3分の1に相当する25,000名の囚人を労働配置する準備をし，その一方で，ブーヘンヴァルトとノイエンガメ強制収容所で軍需品製造場建設を1942年7月と9月に開始した(37)。

その後の展開については後述することにし，強制収容所の任務が変更されたことによって，強制収容所での囚人の労働・生活条件は規定の上ではどのように変化したのかをみておこう。別稿で述べたように，1941年までは強制収容所体制は非経済的条件の下にあり，囚人の労働配置は労働力の再生産を前提にしておこなわれてはいなかった(38)。しかし，以上述べたように，経済管理本部が再編され，強制収容所の軍需経済的役割が重視されることによって，SSはこれまでのような形での強制収容所囚人の労働配置を見直さざるをえなくなった。そこでポールは，42年4月24日/25日，強制収容所長とSS工場長を召集し，新しい方針を指示した。この方針は4月30日，ポールの命令として配布された。強制収容所長は強制収容所指導の責任をもつものとされ，経済的効率性と労働能率を配慮することが義務づけられた(39)。

この命令が配布された日，ポールはヒムラーに次のように報告している。「戦争は強制収容所の目に見える構造変化をもたらし，囚人労働配置に関して根本的にその任務を変化させた。保安・教育・予防上の理由からのみ，囚人を拘禁することはもはや強調されない。重点は，経済的側面に移った。……こうした認識から，必要な措置，つまり，強制収容所の以前の一面的な政治形態から経済的課題に対応する組織への漸進的な転換を必要とする措置が生ずる(40)。」経済管理本部長が，戦争は強制収容所の「構造変化」をもたらし，それによって，囚人労働配置に関して，強制収容所の任務が「根本的に変化」したという認識をもつにいたったことが明らかとなろう。囚人の「経済的側面」，囚人労働力の経済的利用が前面におかれるようになったのである。

しかしその一方で，ポールは，労働時間には「制限はない」ものとし，労働時間は収容所の構造と労働の種類に依存するため，強制収容所長が確定しうるとした。しかも命令は，労働時間を短縮

(36) Konferenz Speers mit Hitler vom 19. 3. 1942, in: Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S.79; Speer: *Sklavenstaat*, S.34f.; Pingel: *Häftlinge*, S.125f.; Naasner: *Machtzentren*, S.300.

(37) Naasner: Machtzentren, S.301; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.237ff.

(38) 矢野「ナチス強制収容所の史的展開」14頁以下。Naasner: *Machtzentren*, S.268.

(39) Befehl Pohls vom 30. 4. 1942, Dok. 129-R, *IMG* ,Bd.38, S.365f.

(40) Bericht von Pohl an Himmler vom 30. 4. 1942, Dok.129-R, *IMG*, Bd.38, S.364f.

するような点呼や食事時間は制限するべきだとしており，労働能率を前面に押し出しながらも，実際には，肉体的に衰弱させることで囚人を抑圧するやり方を強制収容所の収容条件として維持していた。ポールは政治的な迫害を優位におく，非経済的な収容条件を維持したまま，つまり，強制収容所収容の政治的機能の優位は問題にしないままで，囚人の労働能率向上をめざそうとしたのである(41)。強制収容所の 中心的機能は，依然として強制収容所囚人の労働力を「使い果たす」ことにあったのである。そこには，強制収容所囚人の個々の労働力は容易に代替可能であるという前提があった(42)。

第二章　軍需生産へのSSの介入と挫折
—1942年9月15日協定から9月22日協定へ—

以上述べたように経済管理本部を成立させ，強制収容所体制を再編させたSSは，すでに当初から強制収容所そのものを軍需生産に組込もうとしていた。本章では，SSがその後経済管理本部を核にして軍需生産の領域にどのように介入しようとしたのか，そしてその介入はどの程度達成されたのかを分析する。

ところでSS経済管理本部は，二つの構想を念頭においていた。一つは，アウシュヴィッツにすでに存在するIGファルベンの収容所（アウシュヴィッツ第三収容所）を拡大し，そこにIGファルベンだけでなく，より多くの企業に進出させることであり，もう一つは，アウシュヴィッツ強制収容所にとどまらず，ドイツ企業の工場そのものをおよそ強制収容所体制に変えてしまうという構想である。こうした構想をもとに，ヒムラーと経済管理本部は，1942年晩夏には，ライヒの強制収容所で軍需完成品製造をおこなうことができるよう，軍需大臣シュペーアから了承を得ようとし，実際9月9日，シュペーアをして大規模軍需事業をSSに委託させることに成功した(43)。

さらに42年9月15日には，東方へ追放疎開予定のユダヤ人労働者を吸い上げるためにアウシュヴィッツ強制収容所を拡張する問題，および，強制収容所が大規模軍需事業を引受ける問題の二つが協議された(44)。

後者についてシュペーアは，一部の軍需工場には強制収容所囚人だけを就業させるという提案をSSにおこなった。文民従業員を他の企業に移し，SSが工場を全面的に引き受けるというものであ

(41) Bericht von Pohl an Himmler vom 30. 4. 1942, Dok.129-R, *IMG*, Bd.38, S.364f.
(42) Pingel: *Häftlinge*, S.131; Naasner: *Machtzentren*, S.269; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.233.
(43) Speer: *Sklavenstaat*, S. 38f.
(44) Schreiben Pohls an Himmler vom 16. 9. 1942, NIK-15392.

る。協議の結果，軍需省と経済管理本部とは，強制収容所囚人労働力を軍需目的のために大規模に利用することに意見の一致をみた。その際シュペーアは，「閉鎖的に存在する経営」にまず50,000名の労働能力あるユダヤ人労働者を配置する意図を表明した。つまり，ユダヤ人労働者を労働動員するという第一の問題と結びつけたのである。それに対しポールは，それに必要な労働力をアウシュヴィッツ強制収容所で確保すると主張した。つまり，労働動員の対象となるユダヤ人労働者と強制収容所とが結びつけられたのである。アウシュヴィッツ強制収容所に収容されている「東方移住」"Ostwanderung" 用の労働能力あるユダヤ人を，ライヒの軍需生産，具体的には，ブーヘンヴァルトでのカービン銃製造工場，ノイエンガメでのピストル製造工場，アウシュヴィッツでの3,7cm 高射砲製造工場建設と生産に配置するとした。シュペーアは，そのために全体で132,000名の収容を可能にするアウシュヴィッツ強制収容所拡張計画を許可したのである(45)。これによって，ユダヤ人強制収容所囚人の労働動員と強制収容所での軍需生産とが結びつくことになった。

このように SS は，アウシュヴィッツ強制収容所を拡張し，ユダヤ人囚人を労働動員することで，軍需生産に本格的に介入しようとした。その際留意しなければならない問題は二つあった。第一の問題は，SS 指導部が重点をおいていたのは，強制収容所囚人を労働力として利用することではなく，SS が強制収容所で大規模な軍需事業を引き受けることにあり，それに対しシュペーアは，SS が強制収容所内部に大規模軍需工場を設立することには反対し，労働力不足が原因で生産設備をフル回転しえない軍需企業を強制収容所囚人だけで稼働させる構想を対置させていたということである。したがって，この 9 月15日の協定は，SS が独自の生産計画にもとづいて強制収容所内部で軍需生産を本格的におこなう意図が阻止されたということをも意味していた。

したがって，この 9 月15日協定は，経済管理本部と軍需省との妥協の産物として位置づけられる。シュペーアはアウシュヴィッツ強制収容所拡張計画を承認したが，軍需省が強制収容所囚人労働力を大規模軍需事業に投入すると理解していたと考えられる。つまり，シュペーアは，SS 独自の生産計画による軍需生産への SS 介入が軍需省の権限をおびやかすものとみなしており，現存の軍需企業の内部で強制収容所囚人による生産がおこなわれること，囚人労働配置の統制権は軍需経営，したがって軍需省におかれるものとみなした(46)。

結局，ブーヘンヴァルト強制収容所でもノイエンガメ強制収容所でも，SS は当初のもくろみを遂行することはできなかった。SS は包括的な軍需完成品製造を強制収容所内でおこなおうとし，一方，私企業は強制収容所での SS による経済活動が競合企業になりうるとみて反対していた。軍需大

---

(45) Schreiben Pohls an Himmler vom 16. 9.1942, NIK-15392; Speer: *Sklavenstaat*, S. 39; Pingel: *Häftlinge*, S.276f.; Naasner: *Machtzentren*, S.304; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.244; Hilberg: *Vernichtung*, S.629.

(46) Janssen: *Ministerium Speer*, S.69, 98ff.; Pingel: *Häftlinge*, S.276; Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S.188.

臣シュペーアは，経営全体を強制収容所に移す構想には反対し，その結果，SSは強制収容所を軍需生産拡大の手段にすることはできなかった[47]。

もう一つの問題は，シュペーア構想にしろSSの構想にしろ，両者に共通していたのは，経済管理本部が大量の強制収容所囚人を労働力として提供するということであり，9月15日協定では，この強制収容所囚人はユダヤ人囚人を意味するものに変化したので，「ユダヤ人問題の最終的解決」というユダヤ人虐殺政策と絡んだということである。第一章で述べたように，すでに1941年後半以降のユダヤ人絶滅政策が展開する過程で，軍需生産に従事するユダヤ人熟練労働者を例外扱いするという措置がとられていた。しかしここで問題となっているのは，すでに強制収容所に収容された，あるいは近い将来強制収容所に収容される予定のユダヤ人であったということである。つまり，「東方への追放疎開」の対象となっているユダヤ人が「東方への旅」を中断し，したがって，当面は虐殺の対象からのがれ，ドイツ・ライヒで軍需労働をおこなうことを意味した[48]。

この問題に関して，軍需省弾薬委員会は42年9月17日に，強制収容所のユダヤ人囚人を労働配置する条件を充たしうるか否か，軍需企業に質問状を送っている。軍需大企業のクルップ社もそのうちの一つであり，社内のどの工場で外国籍ユダヤ人を配置しうるか，また，ユダヤ人囚人を収容するための宿舎を建設しうるかどうかの問い合わせであった[49]。それに対しクルップ社は，ユダヤ人だけを社内の工場で働かせるという条件は充たしえない，さらに，ドイツ人労働者とユダヤ人労働者との共同作業は不可能なので，弾薬生産にユダヤ人労働者を配置することはできないと回答した[50]。しかし9月22日には，クルップ社は労働配置総監ザウケルに対して，長期間機械作業の経験のある専門労働者に限定して，1,050名から1,100名のユダヤ人労働者を受け入れる用意があることを表明し，9月18日の方針を撤回した[51]。

各軍需企業のみならず国防軍も，SSの影響力が大きくなることを恐れて，9月15日協定に否定的であった[52]。一方，熟練のある外国籍ユダヤ人労働者をドイツの軍需企業に配置し，強制収容所のような条件で宿営させるという軍需省の提案は，ドイツ・ライヒをユダヤ人のいない国にするというSSの本来の政治的・イデオロギー的目標とまっ向から対立するものであった。SSは，大規模軍需事業をSSが引受けることを前提に，ユダヤ人囚人をドイツ・ライヒで大量に労働動員するという

---

(47) Speer: *Sklavenstaat*, S. 62; Naasner: *Machtzentren*, S.301f.; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.237ff.

(48) Vgl. Karny: "SS-WVHA", S.159.

(49) Schreiben des Hauptausschusses Munition an die Firma Krupp vom 17. 9. 1942, Dok. NIK5858.

(50) Schreiben der Firma Krupp an den Sonderauschuß (Scheuer) vom 18. 9. 1942, Dok. NIK5858.

(51) Fernschreiben der Firma Krupp an den Sonderausschuß (Scheuer) vom 22. 9. 1942, Dok. NIK5857; Schreiben der Fried. Kruup AG an Landrat Berk (Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz) vom 5. 10. 1942, Dok. NIK5860.

(52) Speer: *Sklavenstaat*, S.40f., 494.

方針をもっていたのであり，この前提が崩されると，SS本来のイデオロギーにたち戻った。SSは，ドイツ・ユダヤ人を東方へ移送し，西側諸国から外国籍ユダヤ人をドイツ・ライヒに連行し，ライヒの軍需企業で就業させることはナチ・イデオロギーと抵触するとして，この軍需省提案に反対するにいたった。こうして，9月15日協定はわずか数日で再び協議対象となった。結局シュペーアは構想を撤回し，ヒトラーの決断に委ねられることになったのである(53)。

こうして42年9月20日から22日まで，総統大本営でこれら二つの問題について協議されることになった。SSによる強制収容所での軍需生産という第一の問題については，軍需省側からは，強制収容所内で軍需完成品製造をおこなうことは，次の二点を理由に不可能であるという説明がヒトラーになされた。一つは，強制収容所には，軍需完成品製造用の工作機械が存在しないということ，もう一つは，必要な工場施設が存在していないということであった。結局ヒトラーは，次のようなシュペーアの提案を了承した。すなわち，防空上の理由から都市郊外に工場を移転した企業は，都市内に残した工場用に第二交代組を保持し，都市郊外に移送された第一交代組の代替として強制収容所から囚人を調達するというものである。このことは，ヒトラーが軍需企業へのSSの介入を不必要とみなし，SSを一定の限界内におしとどめる決定をしたことを意味する(54)。すなわち，これは，強制収容所囚人を働かせる軍需企業へのSSの介入を排し，さらに軍需完成品製造へのSSの介入を防ぎ，そうすることで，従来通り，軍需企業を軍需省の権限におくことを意味した。その代わりシュペーアはSSに，強制収容所から提供された囚人の実労働時間に応じて，一定の割合（3～5%）の軍需完成品を直接武装SSに供給する提案をおこなった。ヒトラーもこの提案を了承した(55)。

第二の問題，つまり，ドイツの強制収容所に建設された軍需工場で50,000名のユダヤ人囚人を労働させるという9月15日協定での構想については，ヒトラーは9月20日から22日の協議で，ユダヤ人専門労働者はとりあえずは総督府にとどめるというザウケルの提案に賛成したものの，「ライヒの軍需経営からはユダヤ人を追放することの重要性」を主張し，「反対に，ベルリンでまだ就業しているユダヤ人を早急に代替させる」ことが必要だとした(56)。

以上の考察から，1942年9月22日の決定は，第一の問題との関連では，強制収容所囚人を私企業に労働力として貸与するという原則を確定したということ，第二の問題との関連では，ユダヤ人労

---

(53) Aktennotiz über verschiedene Besprechungen im RAM vom 23. 9. 1942, NI 1626; Hilberg: *Vernichtung*, S.312; Pingel: *Häftlinge*, S.276f.

(54) Führerbesprechung am 20., 21., 22. 9. 1942, Dok.124-R, *IMG*, Bd.38, S.359f.; Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S.187f. ; Speer: *Sklavenstaat*, S.41ff; Karny: "SS-WVHA", S.160; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.406.

(55) Führerbesprechung am 20., 21., 22. 9. 1942, Dok.124-R, *IMG*, Bd.38, S.359f.; Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S.188. 実際には守られていなかった。Antwort Walther Schiebers auf Fragen von dem Gerichtsoffizier des Nürnberger Gerichts vom 2. 5. 1946, Exhibit Speer-37, *IMG*, Bd. 41, S. 457; Dok. Speer-37, *IMG*, Bd.41, S.451ff.; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.245.

(56) Speer: Sklavenstaat, S.44, 364; Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S.189.

働者を「外国人労働者」によって代替し，したがってライヒで軍需生産に従事していたユダヤ人労働者にとっては「東方への追放疎開」を意味したということである。

ユダヤ人の強制収容所囚人をライヒでの軍需生産に投入するというポールの構想は，わずか数日で撤回されたことになる。SS経済管理本部は，軍需生産を強制収容所内に移転するという形で，軍需生産への介入をはかったが，シュペーアも42年9月15日の時点ではこの構想の一部を承認し，この構想を一定の限界内におしとどめることに積極的であった。しかし，工業界・軍部がこのヒムラーの構想に批判的であることを認識したシュペーアは，その直後に方針を転換した。彼は軍需工業での強制収容所囚人の労働配置を拒否したわけではなく，SSが軍需生産への介入を拡大することを望まなかったのである。シュペーアの方針転換は9月20日/22日のヒトラーの決定により承認され，しかも，シュペーアとポールとのあいだで協定された。これによって，SSが軍需生産に貢献するやり方が決定された。軍需企業が工場と専門家を強制収容所内に配置するのではなく，SSが工場の傍に強制収容所の補助収容所(支所)(Aussenkommandos, Außenlager)を建設して，そこに強制収容所囚人を収容し，そこから工場に派遣するというやり方である。こうして，強制収容所の基幹収容所を核として，補助収容所の網の目が形成されるようになったのである[57]。

第三章　ユダヤ人絶滅政策への転換

第一章で述べたように，本稿の対象とする時期にはすでに，ユダヤ人政策は労働能力の有無によって区別されるようになった。本章では，以上の強制収容所の機能転換がユダヤ人政策の展開とどのような関連にあったのかを考察する。

まずポーランド総督府のユダヤ人をみることにしよう。1941年末から42年にかけて，絶滅収容所への大量のユダヤ人移送がはじまり，42年春には絶滅収容所での大量殺害システムが完了し，大量殺害のプロセスがはじまった。42年7月にはゲットーの解体がはじまり，それまでゲットーに閉じ込められていたユダヤ人は，これらの絶滅収容所に大量に移送されるようになった。しかし問題は，総督府のユダヤ人住民の10～15%に相当するユダヤ人熟練労働者をどのように扱うかということであった[58]。

1942年6月3日，総督フランクは総督府上級SS・警察指導者クリューガーにユダヤ人に関する全権を委譲した。しかし，同年6月18日の総督府警察会議で，ユダヤ人追放疎開問題についても話し合いがなされた。ラドム地区では，特にルブリン地区への15,000名のユダヤ人追放疎開計画が進行し

(57) Pingel: "System KZ", S.24; Pingel: *Häftlinge*, S.124f.; Wysocki: *Arbeit*, S.138. Vgl. Obenaus: "Konzentrationslager", S.165.

(58) Krausnick: "Judenverfolgung", S.339f.; Hilberg: *Vernichtung*, S.369f.; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.248.

ていたが，その際問題となったのが，軍需工業のユダヤ人労働者であった。彼らは家族を含めて追放してはならなかったからである[59]。同年6月25日，総督府でのユダヤ人の労働配置は，地区のSS・警察指導者が事前に了解してはじめておこなうことが許され，これによって，ユダヤ人に対する権限は，ユダヤ人労働配置を含めてSS・警察の掌握事項となった[60]。しかし，総督府では労働力不足がとくに深刻であるという問題があった。それゆえ，1942年には大量のユダヤ人労働者が就業していたし，しかも軍部ならびに軍需監督局は，軍需工業からユダヤ人労働者を追放させないという姿勢をみせていた。その結果，42年7月17日，クリューガーは，軍需経営のユダヤ人労働者はそのまま就業させておくことに同意したのである。ただし，これらユダヤ人労働者をSSの管理下におき，経営あるいはその傍に建てられたバラックに「営舎」という形で住まわせることをその条件としていた[61]。

しかしその直後，42年7月18日のアウシュヴィッツ強制収容所訪問に際し，ヒムラーは，自分の命令した保安警察上の作戦行動は決して停止させないこと，アウシュヴィッツ強制収容所のビルケナウ収容所を一層早期に拡大し，さらに，労働能力のないユダヤ人囚人は殺害することをヘス所長に命じた[62]。そして翌7月19日，ヒムラーはクリューガーに，「総督府の全ユダヤ人住民の移住 Umsiedlung を12月31日までに実施・完了せよ」と命じたのである。「ワルシャワ，クラクフ，チェンストホーヴァ，ラドム，ルブリンの集結収容所にいるかぎりは別だが，その日をもってユダヤ人は総督府に存在してはならない。ユダヤ人労働者を就業させている，他のあらゆる事業はその日までに終了しなければならず，もしその終了が不可能であれば，集結収容所に移さねばならない。」この措置はヨーロッパ新秩序のために必要で，ドイツ・ライヒの保安と清潔のために不可欠である，と[63]。

ヒムラーのこの総督府ユダヤ人追放疎開命令が完全に実施されれば，軍部ならびに軍需監督局のユダヤ人労働力需要と当然抵触することになる。ヒムラーはそれにもかかわらず，上記の命令を下した。ヒムラーの命令はどの程度の効果をあげたのであろうか。あるいは，両者の対立はどのように調整されたのであろうか。

1942年8月15日，総督府のユダヤ人追放疎開問題に関して，総督府の軍需監督局とSSとのあいだで協議がなされた。その結果，両者の妥協として，ワルシャワ・ゲットー撤去に際し，軍需と戦争に重要な完成品製造に就業する21,000名のユダヤ人労働者については年末までは追放疎開しないものとされた。その他の国防軍の注文を充足する企業で働くユダヤ人労働者でさえ，追放疎開の対象

---

(59) Polizeisitzung des Generalgouvernements am 18. 6. 1942, Dok.2233 - PS, *IMG*, Bd.29, S.572.

(60) Geheimer Bericht des SS - u. Polizeiführers im Distrikt Galizien (Katzmann) vom 30. 6.1943, Dok.018-L, *IMG*, Bd.37, S.393ff.

(61) Krausnick: "Judenverfolgung", S.345f.

(62) Czech: *Kalendarium*, S.251; Höß: *Kommandanten*, S.177ff.

(63) Anordnung Himmlers vom 19. 7. 1942, in: *Europa unterm Hakenkreuz:* (*Polen*), S.227; Krausnick : "Judenverfolgung", S.346; Naasner: *Machtzentren*, S.360.

となる数は増えていったが，直接国防軍から発注を受けている経営，国防軍統合司令部の軍需監督局から直接発注を受けている軍需経営に働くユダヤ人労働者は追放疎開から免れた(64)。ワルシャワ・ゲットーで国防軍統合司令部の軍需監督局管轄の経営で働くユダヤ人労働者は，他のユダヤ人と区別され，追放疎開を免れた。しかし，その2日後の8月17日，クリューガーはワルシャワ・ゲットーを全面的に解体し，したがってこの協定を無効とした。そして翌月5日，国防軍統合司令部長官カイテル (Wilhelm Keitel) は，ユダヤ人労働者をポーランド人によって代替することを命令した。こうして，ユダヤ人労働者は全面的に総督府から追放されることとなった(65)。しかしこれは軍部の反対をひきおこした。

一方ドイツ・ユダヤ人に対してはどのような措置が講じられたのであろうか。1942年3月13日，党官房長ボルマン (Martin Bormann) はシュペーアの提案にもとづき，「軍需経営指導者が将来ユダヤ人を就業させても」，非難されないよう保護することを全国指導者 (Gauleiter)に向けて布告した。同3月27日，ゲーリングは「戦争に重要な経営」に就業するユダヤ人労働者を「当分の間基本的にもはや追放疎開の対象としない」と命令した(66)。

しかしそれに対しゲッベルスは，42年5月11日付の日記に，「ベルリンには現在まだ40,000名のユダヤ人がいる。彼らを東方へ移送することは非常に困難だ。なぜなら，大部分が軍需工業に就業しており，移送の場合には家族とともに移送するものとされているからだ(67)。」と記しているし，5月17日付の日記にも次のように記している。「まだベルリンに居住するユダヤ人をとにかくより大規模に東方へ追放しよう。ドイツにまだ居住する全ユダヤ人の三分の一は首都にいる。これはもちろん長期的にはがまんのならない状態である。この状態は主として，ベルリンでは比較的多くのユダヤ人が軍需工業に就業しており，命令によれば，彼らの家族も追放してはならないとされていることが原因である。私はこの命令の廃棄に努力する。そして，直接戦争に重要な経営に就業していないユダヤ人は全員ベルリンから追放するよう試みよう(68)。」

このように，ドイツ・ライヒのユダヤ人労働者の労働動員に対しては強い批判が提出されていたが，1942年晩夏までは，ライヒのユダヤ人労働者を軍需工業から追放する措置は講じられなかった。

このように，1942年におけるユダヤ人絶滅政策の貫徹と軍需生産に従事するユダヤ人熟練工の確保とのあいだの対立は，結局42年8月には，総督府からはユダヤ人を全面的に「追放疎開」するとい

---

(64) Hilberg: *Vernichtung*, S.366ff.; Krausnick: "Judenverfolgung", S.347; Speer: *Sklavenstaat*, S.363.

(65) Krausnick: "Judenverfolgung", S.348; Speer: *Sklavenstaat*, S.363.

(66) Anordnung des Reichsarbeitsministers vom 27. 3. 1942, Dok.061-L, *IMG*, Bd.37, S.493.; Krausnick: "Judenverfolgung", S.318; Hilberg: *Vernichtung*, S.310. 3月31日シュペーアもこれを全国の指導者に送った。Speer: *Sklavenstaat*, S.348.

(67) *Die Tagebücher von Goebbels*, Teil II. Bd.4, S.273.

(68) *Die Tagebücher von Goebbels*, Teil II. Bd.4, S.305.

う形で結着したが，一方その時点では軍需生産に従事するドイツのユダヤ人は追放疎開の対象とはなっていなかったのである。

第四章　強制収容所囚人数の増加策

すでに述べたように，1942年9月20/22日の決定はSSに大幅な路線修正をせまるものであった。この決定によって軍需生産への介入を阻止されたSSは，強制収容所囚人数を増加させることに政策の重点を移した。しかしその任務は，これまで考察の中心であったSS経済管理本部ではなく，SSの「国家保安本部」の手中にあった。そこで本章では，この国家保安本部を中心に，強制収容所囚人数を増加させる政策の展開を明らかにすることにしよう。

1942年6月の時点で，「反社会的分子」のうち「保安妨害者」と呼ばれるものは6,716名おり，同年10月の時点で，ドイツの刑務所には7,600名の「保安妨害者」，31,000名の「民族ポーランド人」，1,200名のユダヤ人がいた(69)。ヒムラーは，これらドイツ・ライヒの刑務所などに収容されているポーランド人，ソ連人やユダヤ人などに目をつけた。なんらかの理由で処罰された彼らを司法当局から引戻し，SSに引渡すことによって，ヒムラーは彼らを労働矯正収容所あるいは強制収容所に収容させようとしたのである。このような意図をもって，ヒムラーは1942年9月18日，法務大臣ティーラク（Otto Thierack）と協議している。その結果，両者は，「労働を通しての絶滅」のために「反社会的分子を刑務所からSS全国指導者に引き渡すこと」を協定した。具体的には，「ライヒ法務大臣の決定によって3年以上の刑罰を科された保安拘禁者，ユダヤ人，ロマ，ロシア人，ウクライナ人，ポーランド人，8年以上の刑罰を科されたチェコ人とドイツ人を全員」，SS全国指導者ヒムラーに引き渡すものとした(70)。ここで注目すべき点は，これらの反社会的分子をSS全国指導者に引渡すことは強制収容所への収容を意味したが，その場合「労働を通しての絶滅」を目的とすることが明示されたということである。すでに述べたように，強制収容所囚人を軍需生産に労働動員する方策は，一方で囚人労働力を軍需生産のために利用しつつ，他方で強制収容所の迫害・絶滅局面は維持するという矛盾した性格をもつものであった。したがって本協定での「労働を通しての絶滅」は，それぞれの政策の核心を保持しつつ，この矛盾を拡大・深化する方策であるといえよう。

またヒムラー，ティーラク両者の間では，「東方問題の解決のために国家指導部によって意図された諸目標を考慮して，将来，ユダヤ人，ポーランド人，ロマ，ロシア人，ウクライナ人は刑事事件が発生した場合，もはや通常裁判所によってではなく，SS全国指導者によって処理する」ことにつ

---

(69)　Majer: *"Fremdvölkische"*, S.667.

(70)　Besprechung des Reichsjustizministers (Thierack) mit Himmler am 18. 9. 1942, Dok. 654-PS, *IMG*, Bd.26, S.201.

いても，意見の一致をみている[71]。

ただし，ドイツ・ライヒにすでに連行されていたポーランド市民労働者とソ連市民労働者の違反行為に対しては，追跡の権限はすでにこの協定以前にゲシュタポに移っていたことに留意する必要があろう。1942年1月19日のヒムラーの布告により，ポーランド市民労働者の違反行為の追跡はゲシュタポに移り，同年2月20日のヒムラーの布告により，いわゆる「東方労働者」と呼ばれたソ連市民労働者の違反行為の追跡もゲシュタポに移っており，また強制収容所送りあるいは「処刑」に処せられるものとなっていた[72]。したがって，この9月18日の協定は，新しい事態の到来ではなく，SSに与えられた権限の拡大を意味するものである。

しかし，こうした強制収容所収容拡大策の導入にもかかわらず，1942年の末には，強制収容所囚人を軍需生産に大量に労働動員することは困難となっていた。それには二つの理由が考えられる。一つは，ユダヤ人囚人をライヒの強制収容所から追放する政策によるものである。42年9月29日，ヒムラーはライヒの強制収容所にいるユダヤ人をアウシュヴィッツとマイダネク（ルブリン）強制収容所に移送し，ライヒの強制収容所を「ユダヤ人のいない」場所にするよう命じたからである。これは，強制収容所に収容されたユダヤ人をアウシュヴィッツとマイダネク強制収容所に集中させることを意味した[73]。

もう一つは，42年4月に導入された食糧配給量の削減策，また劣悪な収容条件によって，囚人死亡率が非常に高かったことと関連する。つまり，42年6月はじめから11月末までに新規に約137,000名が収容されたにもかかわらず，囚人の高死亡率が原因で，現存囚人数は増加しなかったからである[74]。こうした事態に対しSSは，宿営や食糧分野で一連の措置を導入することによって，強制収容所囚人の死亡率を低下させることで対処しようとした。しかしその一方で，強制収容所への収容者数をさらに増加させることで対処しようとした。

前者の強制収容所囚人の死亡率を引き下げる問題は，国家保安本部ではなく，経済管理本部の権限領域に属していた。1942年12月末に経済管理本部のD部第II課は，強制収容所医師に対し，「監視と交換」によって個々の職場での労働能力をできるだけ高く維持することを命じ，囚人の栄養状態をそれまで以上に監視し，改善策を導入することを命じた。これは強制収容所囚人の死亡率を低くしようとするヒムラーの命令に対応するものであった[75]。その際，死亡率低下が死亡者数の絶対的

(71) Besprechung Thieracks mit Himmler am 18. 9. 1942, Dok. 654-PS, *IMG*, Bd.26, S.203.; Krausnik: "Judenvernichtung", S.320.

(72) 矢野「外国人強制労働への道」92頁以下，矢野「強制連行・強制労働」21頁以下。Herbert：*Fremdarbeiter*, S.245; Majer: *"Fremdvölkische"*, S.675f.; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.409; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.300.

(73) Hilberg: *Vernichtung*, S.319; Naasner: *Machtzentren*, S.358.

(74) Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.303.

(75) Schreiben der Amtsgruppe D II der WVHA an die 1. Lagerärzte der KL vom 28. 12. 1942, NI-10815.

増加という状況のなかで生じた点は留意する必要があろう。第II課の「監視と交換」による改善策も，労働能力のない病囚人や衰弱した囚人を殺害し，新規収容の囚人と「交換」する方策を意味するものであった。すなわち，強制収容所の死亡率を低下させる命令が出されていた時期に，強制収容所のSS医師は，労働配置できない病人ないし完全に衰弱した囚人はできるだけ目立たないやり方で殺害するように指示を受けていたのである。また，他の強制収容所ではその例をみないが，ことアウシュヴィッツ強制収容所では，労働不能の囚人が大規模な絶滅の対象となったのである(76)。

強制収容所体制の機能転換によって，収容条件は形式的には変化したが，ここでは，この機能転換が収容条件の実質的な変更をもたらさなかった点を指摘するにとどめたい。たとえば殴打罪なども廃止されたのではなく，あくまで制限されたにすぎなかったし，しかも，労働力として充分な数の囚人が存在している強制収容所では，労働能力の維持に配慮する指令は無視されたままであった(77)。

大量の囚人が殺害されたり死亡して，死者の絶対数が増加しても，強制収容所への収容者数が増加すれば，相対的に死亡率は低下することになる。それゆえSS指導部は，強制収容所への収容拡大に政策の重点をおいた。1942年12月14日，ヒムラーはゲシュタポに対し，「戦争にとって重大な理由により」，43年1月末までに少なくとも35,000名の「労働能力ある囚人」を強制収容所に送り込むよう命じた。そのために，逃亡あるいは契約に違反したソ連市民労働者ないし他民族労働者を「最寄りの強制収容所に収容すること」，「警察留置所と労働矯正収容所を検索することを保安警察・SD，ゲシュタポ」に命じた。あらゆる労働能力のある囚人はまもなく刑事訴訟手続きがはじまるような場合でも，すぐに最寄りの強制収容所に送ることが要求された。「個々の労働力が重要だ！」という立場から，囚人のリストは国家保安本部に提出すること，しかしソ連市民労働者の場合は数だけで事足りるとした(78)。国家保安本部は，とりわけポーランド人やソ連人を強制収容所に大量に収容するために，収容手続きの簡素化をはかった。この12月の「東方労働者」につづいて，43年3月以降ソ連人戦時捕虜，さらに43年5月以降ポーランド市民労働者を強制収容所に収容する権限を同本部はゲシュタポの地方組織に委ねた。同時に，国家保安本部への申請が不必要となり，しかも収容者の名前ではなく数だけで事足りるとされ，収容手続きが簡素化され，収容が容易となった(79)。

43年3月に，この時期設定は4月30日まで延期された。また，保安警察・SD長官は，労働能力ある囚人と青年だけを強制収容所に収容するよう命じた。その理由は，「さもなければ，意図された目的とは逆に強制収容所の負担が生ずるから」であった。こうした形での労働能力の引き抜きが，経

---

(76) Broszat: "Konzentrationslager", S.126, 129f.

(77) Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.328; Naasner: *Machtzentren*, S.293.

(78) Geheimbefehl des Chefs der Sicherheitspolizei und des SD (Müller) vom 17. 12. 1942, Dok. 041-L, *IMG*, Bd.37., S.437ff.; Dok.1063(d)-PS, *IMG*, Bd.26, S.701ff.

(79) Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.303.

営の生産能力を危険にさらすか，休止に追いこむ場合には，強制収容所への収容から免除するという条件をつけてはいた。東方諸民族は主としてマイダネクとアウシュヴィッツ強制収容所に，オランダの囚人はヘルツォーゲンブッシュ強制収容所に移送することを命じていた[80]。

それゆえ，労働・生活条件に対する不満から職場にいかなかったり，あるいは，逃亡の試みなどに対し，ゲシュタポは逮捕という形で強圧的に対応し，1943年1月から7月までに，167,574名を労働拒否を理由に逮捕した。そのうちの大部分がポーランド人とソ連人の市民労働者と戦時捕虜であった。その大半は逮捕されるとすぐに強制収容所に送られている[81]。

こうして，1943年1月から8月までに，6万名以上の大量の強制収容所囚人が死亡し，死亡者数が絶対的に増加するなかで，強制収容所収容者数の増加によって，相対的な死亡率は1943年春以降減少するにいたった。経済管理本部の計算によると，強制収容所囚人数が9万名から30万名へと激増する中で，強制収容所囚人の死亡率は9.89%から5.72%へと低下した[82]。

1943年春，特別行動部隊においても，保安警察上の措置はドイツへの労働配置に従属するものとされた[83]。1943年3月19日，保安警察・SDはSDコマンドに対し，次のように命じた。保安警察・SDの課題は保安のためにライヒの敵を発見し，制圧することであり，作戦地域においては軍隊の保全にある。特にパルチザンの活発なところでは厳格に対処する必要がある。作戦地域での保安警察の権限は「バルバロッサ命令」にもとづいており，厳しい措置として，ハンガリー・ユダヤ人，農業専門家，子供の射殺などを命じている。しかし同じ命令で，「故郷の軍需工業に見る状況をかんがみて」，「保安警察上の措置はドイツのための労働配置に従属しなければならない。ウクライナは短期間に100万名の労働者を軍需工業のために確保しなければならない。」そのために，1) 特別処理は最低規模に縮小する，2)労働行政組織の活動をできるだけ支援し，囚人が釈放される場合には労働行政組織に引き渡し，村を放火する場合には全住民を労働行政組織の権限下におく，3)子供は原則的に射殺しないことを命じた。「最も重要なことは労働者創出である。ライヒに送る人の検査はおこなわない。それゆえまた，政治的検査などのために文書による証明もおこなわない[84]。」ドイツ・ライヒでの労働配置のために大量の住民が強制連行されたが，その一方で，大量に殺害されていたのである[85]。

---

(80) Erlaß des Chefs der Sicherheitspolizei und des SD (Müller) vom 23. 3. 1943, Dok.041-L, *IMG*, Bd.37., S.439ff.

(81) *DZW*, Bd.3, S.246; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, Bd. II, S.289; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.302. それによって，アウシュヴィッツ強制収容所を除くと，ソ連人，つづいてポーランド人が強制収容所の中で最大の集団になった。Pingel: *Häftlinge*, S.282.

(82) Broszat: "Konzentrationslager", S.126; Speer: *Sklavenstaat*, S.74.; Naasner: *Machtzentren*, S.281.

(83) 矢野「東部占領地域での労働力調達（II)」138頁以下。

(84) Befehl des Kommandeurs der Sicherheitspolizei und des SD vom 19. 3. 1943, Dok., PS-3012, *IMG*, Bd.31, S.493ff.

(85) 矢野「東部占領地域での労働力調達（II)」146頁以下，「同（III)」202頁以下。

ポーランド総督府でも人間狩りは拡大されていった。長期の処罰を受けた刑務所囚人を強制収容所に移送したり，43年1月11日の大規模な逮捕命令により，強制労働者としてライヒへ送られなかった者や，ドイツ人とみなされなかった者を強制収容所へ収容した。全体としてSSは1943年1月から8月までに約55,000名のポーランド人をマイダネク 強制収容所へ送ったのである[86]。

第五章　ユダヤ人熟練労働者をめぐる問題
—絶滅と労働—

しかし残る問題は，刑務所にも強制収容所にもいまだ収容されておらず，軍需生産に直接間接に従事しているユダヤ人熟練労働者である。彼らはナチス・ドイツの軍需経済展開のなかでどの程度必要とされたのか，あるいはユダヤ人絶滅政策の犠牲になったのであろうか。本章では，ドイツ・ライヒ，ポーランド総督府，東部占領地域の三つの地域に分けて，これらユダヤ人熟練労働者の運命をみていく。

まずドイツ・ライヒのユダヤ人であるが，すでに述べたように，1942年9月22日の協議において，ライヒの軍需経営から追放することの重要性が確認された。SS経済管理本部も，軍需生産への介入が阻止されたため，アウシュヴィッツ強制収容所のユダヤ人労働者をライヒで働かせるという構想を撤回した。一方国家保安本部は，強制収容所ユダヤ人囚人を労働配置しうる条件の有無に関する軍需省の調査を中止し，同時に，外国籍ユダヤ人をライヒでの軍需経済に労働配置させようという企業側の要求を拒否した[87]。

保安警察・SD長官は，1942年10月6日，11月中にルブリン地区のポーランド人の強制移住を開始し，そこに民族ドイツ人を移住させるための空間をつくる提案をおこなった。これにもとづいて，1942年11月26日，労働配置総監ザウケルは，保安警察・SDと協力して，今後，「労働配置されているユダヤ人はライヒから追放疎開し，総督府から強制移住されるポーランド人によって代替させる」ことを命じた。この措置の枠内で強制移住させられるポーランド人は，「犯罪者・反社会的分子」の場合は「強制収容所に移送し，労働させる」，その他のポーランド人は，労働能力のあるかぎり，ライヒ，とりわけベルリンへ移送し，「追放疎開予定のユダヤ人に代わって軍需経営に労働配置する」ものとした。「ポーランド人労働者の配置によって自由になるユダヤ人は遅滞なく強制追放疎開させられる。その際，交替が最も簡単なので，まず下働き作業を行うユダヤ人に手をつける。」しかし，その他のいわゆる「熟練のある」ユダヤ人労働者はポーランド人による代替が充分になるまで経営が維持するものとした[88]。つまり，軍需部門のユダヤ人熟練労働者の追放については条件がつけら

(86) Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.305; Naasner: *Machtzentren*, S.272.
(87) Hilberg: *Vernichtung*, S,312; Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.245.
(88) Erlaß Sauckels vom 26. 11. 1942, Dok. 061-L, *IMG*, Bd.37, S.495f.; Krausnick: "Jundenverfolgung", S.318; Hilberg: *Vernichtung*, S.310.

れていたのである。

1943年2月27日，ベルリンでなお軍需部門の労働過程にいる約11,000名のユダヤ人労働者が逮捕された。彼らは追放疎開されて，大部分がアウシュヴィッツ強制収容所に移送された。ドイツ・ライヒからユダヤ人労働者を追放疎開する要請と強制収容所収容者数を増加させる政策とがここにおいて一致することとなった。代替労働力はザウケルの約束とは異なり，ポーランド人労働者ではなく西欧市民労働者が投入されたが，それでもゲッベルスは不満であった(89)。この大規模ユダヤ人追放疎開にもかかわらず，ベルリンが完全に「ユダヤ人のいない」地域にはならなかったからである。ゲッベルスは1943年3月9日付の日記に，「ユダヤ人問題で総統が私のやり方に同意し，ベルリンを完全にユダヤ人のいない地域にするよう，きっぱりと私に委託した。」と記しているし(90)，3月15日付の日記でも，再度ゲッベルスは，「ユダヤ人をできるかぎり早急にライヒ全領域から追放疎開する」やり方に対し，ヒトラーが「同意」し，「ライヒ全領域にユダヤ人がいなくなるまで，休むことなく」全力を尽くすよう，ゲッベルスに委託した，と記している(91)。ユダヤ人の全面的追放疎開策は，軍需部門のユダヤ人熟練労働者をも巻き込んでいったが，ナチ指導部の構想する全面性にまではいたらなかったことが明らかとなろう。

ちなみに，ベルリンから43年3月にアウシュヴィッツ強制収容所へ連行された2,757名のユダヤ人のうち，実に1,689名が即刻殺されているのである(92)。しかし同時に，ユダヤ人熟練労働者の労働配置はそれでも続いていた。労働能力のない者を殺害するという形で強制収容所での選別がおこなわれていたのである(93)。

こうして，ユダヤ人労働者の労働力利用はドイツ・ライヒ内ではなく，外，主として総督府に制限されることになった。そこで総督府ユダヤ人をみてみることにしよう。

1942年9月までの総督府におけるユダヤ人労働者の労働配置は以下のように特徴づけられる。第一には，ポーランド人・ウクライナ人労働者をドイツ・ライヒで労働動員するために，代替としてユダヤ人を雇用し，そのためにユダヤ人労働収容所の建設が命じられていたということである。第二は，ユダヤ人労働者を軍需経済に動員するために，ユダヤ人労働者だけを就業させる「閉鎖的経営」をたてることが命令されていたということである(94)。

42年9月現在での総督府のユダヤ人労働者の就業状況を簡単にみておこう。工業労働者総数は100万名を超えていたが，そのうち30万名はユダヤ人であった。この30万名のユダヤ人のうち，10万名

---

(89) Speer: *Sklavenstaat*, S.353; Krausnick: "Judenverfolgung," S.359; Herbert: "Arbeit und Vernichtung," S.407.

(90) *Die Tagebücher von Gebbels vom* 9. 3. 1943, Teil II,Bd.7, S.515.

(91) *Die Tagebücher von Gebbels vom* 15. 3. 1943, Teil II, Bd.7, S.556.

(92) Krausnick: " *Judenverfolgung*", S.359; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.407.

(93) Mommsen: "Realisierung", S.415; Herbert: "Von Auschwitz nach Essen", S.17.

(94) Denkschrift von v. Gienanth vom 18. 9. 1942, in: *Europa unterm Hakenkreuz* (*Polen*), S.235f.

が専門労働者であることから，総督府経済におけるユダヤ人労働者の経済的意義がいかに大きかったかが明らかとなろう。しかも，国防軍が発注する経営を個別にみると，総督府の軍司令官 フォン・ギーナントによれば，ユダヤ人労働者の割合は25%から100%のあいだであり，きわめて高い。したがってフォン・ギーナントは，ユダヤ人労働者を即刻追放することで，軍需工業では25%から100%の製造損失，自動車修理工場では平均25%の能力低下が生じるであろう，と予測している。フォン・ギーナントは，1942年9月18日，労働配置総監ザウケルが，42年末までに遂行予定の課題を達成するために14万名のポーランド人をライヒに連行することをやめれば，不熟練労働者は部分的に代替可能だとし，「戦争に重要な課題」の遂行のために，代替を確保してからユダヤ人労働者を追放する方針を要求した(95)。

フォン・ギーナントの要求は明らかにナチス指導部の方針に対立するものであったため，42年9月30日付をもって彼は解任された(96)。フォン・ギーナントの批判に対し，ヒムラー は42年10月9日，制服などの生産に従事しているユダヤ人労働者をただちにワルシャワあるいはマイダネクの強制収容所に集中させるよう，命令した。一方，武器工場，自動車工場などの本来の軍需経営に従事しているユダヤ人労働者は，段階的に追放するよう命じている。まず第一段階として，ユダヤ人を「経営の個々の屋内作業場に集中」させ，第二段階として，この屋内作業場のユダヤ人を「ひとまとまりの経営において統合」させる。こうして，総督府には「いくつかの強制収容所経営」だけが存在するように変更するというものである。それから次の段階として，これらユダヤ人労働者をポーランド人によって代替させ，これら「ユダヤ人強制収容所経営」を総督府東部の「ユダヤ人強制収容所大経営」に集中させることを命じた。そして将来的にはそこからもユダヤ人労働者は消え去るべし，と命令を下した(97)。

1942年10月13日，軍司令部とクリューガーとのあいだでこのヒムラーの「方針」の実施が協定された。それによれば，軍事関係に就業するユダヤ人は即刻追放し，ユダヤ人労働者が専門労働者としておこなう作業が追放によって支障をきたす場合には，軍司令部に例外を求めうるものとされた。軍需経営のユダヤ人は「上級 SS・警察指導者の労働囚人」と位置づけられた(98)。42年10月17日の協定にもとづいて，総督府軍需監督局と東部上級 SS・警察指導者とのあいだで，軍需経営に就業するユダヤ人労働者の統一的取扱い規制が布告された。それによれば，ユダヤ人労働者は原則的に営舎

---

(95) Denkschrift von v.Gienanth vom 18. 9. 1942, in: *Europa unterm Hakenkreuz* (*Polen*), S.235f.; Speer: *Sklavenstaat*, S.365f.; Krausnick; "Judenverfolgung", S.349ff.

(96) Speer: *Sklavenstaat*, S.358f.

(97) Befehl Himmlers vom 9. 10. 1942, Anm.1 zum Dok. 120, in: *Europa unterm Hakenkreuz* (*Polen*), S.236; Hilberg: *Vernichtung*, S.369; Krausnick; "Judenverfolgung", S.351f.; Speer: *Sklavenstaat*, S. 367ff. 国防最高司令部も翌日，このヒムラーの命令を「方針」として伝達した。

(98) Geheimer Bericht des SS-u Polizeiführers im Distrikt Galizien (Katzmann) vom 30. 6.1943, Dok. 018-L, *IMG*, Bd.37, S.398.

に宿営させ，地区のSS・警察指導者の統制下にはいる。そのための収容所が不足しているため，経営側がユダヤ人労働者専用の宿営を準備し，食事も提供する。ユダヤ人労働者の労働能力を維持することが必要であり，それに応じた宿営，衣服，医療をおこなうことが求められた[99]。これによって，国防軍の注文を受けない企業がユダヤ人労働者の就業を禁止するだけではなく，国防軍の注文を受ける企業も，ユダヤ人労働者を組織的に削減し，生産水準を低下させないかぎりでユダヤ人労働者を維持するというもので，戦争生産に必要なユダヤ人労働者を最低限で維持するための緊急措置であった。軍需経営に属さないユダヤ人労働者が生き残る可能性はなくなり，さらに，国防軍に働くユダヤ人は，国防軍の持つ収容所とともにSSに委譲されることになり，当該地区SS・警察指導者の管轄におかれていたSS労働収容所から軍需経営に労働配置されることになった[100]。総督府ユダヤ人を移住させるという42年7月19日のヒムラーの命令は，原則において維持され，その対象はますます拡大されていったが，完全実施は労働力不足状況下では困難になっていたことが明らかとなろう。

こうした方策がどのような結果をもたらしたかは，たとえばポーランド総督府フランクの業務日誌から判明されよう。1942年12月9日付けの業務日誌でフランクは，「戦争の労働プログラムがおこなわれている真中に，すべてのユダヤ人を絶滅に委ねよという命令が出されると，労働過程は困難となるのは明らかである。その責任は総督府政府にはない。ユダヤ人絶滅の指令はもっと上の機関からくる。われわれはそこからの帰結に従うほかはないし，中央機関に対し，ユダヤ人の連行は非常な困難を引き起こしたと報告することができるだけである。」「ユダヤ人を軍需から追放疎開すべしという命令が発せられたが，私はこの命令がすぐにではなくともいずれ廃棄されることを望んでいる，というのも，状況はもっとひどくなってしまうからである。」と記した[101]。ユダヤ人追放疎開が総督府経済に大きな影響を及ぼしたということ，しかも，ユダヤ人追放疎開命令が総督より上のドイツ・ライヒの中央機関から発せられ，実行に移されていること，総督府政府はそれに従っていたということが明らかとなろう。翌年5月になると，フランクはもはや受け身的な立場に立つことはなくなった。5月31日の日誌には，「ユダヤ人労働者には，特殊労働者，精密機械工，その他熟練のある手工業者がおり，彼らは今日容易にはポーランド人によって代替しえない。それゆえ……総督は，こうしたユダヤ人労働者を追放しないようSS全国指導者に要請するようカルテンブルンナーに依頼した[102]。」

---

(99) Erlaß des SS-und Polizeiführers im Distrikt Galizien (Katzmann) vom 23. 10. 1942, Dok. 018-L, *IMG*, Bd.37, S.398ff.

(100) Georg: *Unternehmungen*, S.91.; Krausnick; "Judenverfolgung", S.354; Hilberg: *Vernichtung*, S. 370. ほとんどのSS労働収容所はルブリン地区にあり，1943年に約10の労働収容所が存在し，45,000名の収容者がいた。

(101) *Frank-Diensttagebuch* vom 9. 12. 1942, S.588.

(102) *Frank-Diensttagebuch* vom 31. 5. 1943, S.682.

一方ゲットーでは，すでに1942年にユダヤ人追放が進行していた。しかしこのゲットーからのユダヤ人追放はゲットー・ユダヤ人労働力の利用を射程においた総督府の軍需生産に少なからぬ影響を及ぼす問題であった。ここではワルシャワ・ゲットー解体のプロセスをみておこう。

ここでは，すでに1942年7月22日から10月3日までの間にユダヤ人追放が大規模におこなわれ，310,322名のユダヤ人が追放疎開されていた。1943年1月9日，ワルシャワを訪問したヒムラーは，2月15日までにワルシャワ・ゲットーを解体し，ゲットー内の軍需・国防経済経営をユダヤ人労働者と機械と共にルブリンへ移す命令を下した(103)。それによって再度ユダヤ人追放疎開がおこなわれたが，それに対し，1月18日から22日にかけて，ユダヤ人がゲットー内で追放疎開反対の抵抗をおこなった。そのため，実際には6,500名のユダヤ人が追放疎開の対象となったにすぎなかった。そこでヒムラーは翌月26日，クリューガーに対し，ワルシャワの強制収容所を移転し，その後ワルシャワ・ゲットーを解体するよう命じた(104)。これは，ワルシャワ・ゲットー内の経営を強制的に外に移すことを意味した。4月19日大規模作戦が開始され(105)，ワルシャワ・ゲットーは5月16日に解体された。解体開始以降その日までに逮捕されたユダヤ人と殺害されたユダヤ人は合計56,065名にものぼった(106)。その一部は射殺され，またある一部はトレブリンカ絶滅収容所へ移送された。約15,000名はマイダネク強制収容所へ移送され，残りは他の強制労働収容所へ移されたのである(107)。

前章で述べた，42年12月14日の強制収容所収容者数増加策は，10,000名から15,000名のユダヤ人囚人を念頭においていた。保安警察・SD長官代理ミュラー（Heinrich Müller）の布告ではユダヤ人を除外して数値目標を設定しているので，35,000名になっている。このユダヤ人囚人15,000名を含めると，ヒムラーの命令は，50,000名の労働能力ある囚人を強制収容所に収容することをねらいとするものであった(108)。ところでこのユダヤ人15,000名は，1月11日以降ビアウィストク地区，テレージェンシュタット・ゲットー，オランダ，ベルリンからアウシュヴィッツ強制収容所に移送対象とされたユダヤ人45,000名のうち，強制収容所到着後の「選別」によって，労働力として残される

---

(103) Bericht des SS-undPolizeiführers im Distrikt Warschau (Stroop) vom 16. 5. 1943, Dok.1061-PS, *IMG*, Bd.26, S.634f.; Krausnick: "Judenverfolgung", S.356.

(104) Befehl Himmlers an Friedrich Wilhelm Krüger vom 16. 2. 1943, Dok. 131, *Europa unterm Hakenkreuz* (Polen), S.249.

(105) Bericht des SS-undPolizeiführers im Distrikt Warschau (Stroop) vom 16. 5. 1943, Dok.1061-PS, *IMG*, Bd.26, S.634f.

(106) Fernschreiben Stroops vom 16. 5. 1943, Dok. 1061-PS, *IMG*, Bd.26, S.693.

(107) Krausnick: "Judenverfolgung", S.357. 他の地域でもヒムラー はゲットーの解体を命じた。ビアウィストクのゲットーは1943年1月に解体を命じ，3万名のユダヤ人が ビアウィストクからアウシュヴィッツ強制収容所に移されている。さらに，5,000名の労働能力のあるユダヤ人がテレージェンシュタット Theresienstadt からアウシュヴィッツ強制収容所に送られている。Krausnick: "Judenverfolgung", S.358.

(108) Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit"*, S.304. この命令は43年6月末に終了した。

だろうと推定された数である[109]。

ユダヤ人をドイツ・ライヒと総督府から追放疎開し，ドイツ・ライヒと総督府をユダヤ人のいない地域にするという方策は，軍需生産からユダヤ人労働者を追放疎開し，さらには絶滅収容所で大量に殺害することとなったため，軍需生産の拡大と絶対的に矛盾する側面をもっていた。しかし，ユダヤ人をアウシュヴィッツとマイダネク強制収容所に集中する方策は，強制収容所囚人数を増加させることに自らの権力基盤拡大の源泉を見いだしたSSの利害に答えるものであり，その一方で，強制収容所囚人としてユダヤ人を軍需生産に労働配置することで，軍需生産の要請に対応する可能性も維持するものであった。

先に述べた，軍需生産上の要請とユダヤ人絶滅というイデオロギーとのあいだの矛盾は一応は解決されえたわけである。「一応」というのは，第一に，ユダヤ人絶滅という人種論的・イデオロギー的観点が放棄されたわけではなく，45,000名のユダヤ人のうち30,000名から35,000名は殺害する予定であったことからも明らかなように，ユダヤ人絶滅という人種論的・イデオロギー的観点にかなりの程度答えていたからである。その際，軍需経済的観点と人種論的・イデオロギー的観点の区別を権力集団に一義的に分けて考えるのは誤りで，同じ権力集団あるいは人物において両観点が並存しており，二つの強制収容所へのユダヤ人の集中収容はこうした並存を保証するものであったことは止目されてしかるべきであろう。たとえば総督フランクは，43年10月19日，軍需監督局長に，総督府のユダヤ人労働収容所に収容されたユダヤ人のうち何名が労働力として投入されているのか，正確なリストを調整するよう委託したが，これは，ユダヤ人専門労働力の維持を意味するものであった。しかし他方で彼は，「その他のユダヤ人は総督府から追放疎開すべきである」と主張していた[110]。第二に，強制収容所でユダヤ人囚人が実際にはどのように扱われたかという問題が残っているからである。この問題については別稿で論じるつもりである。

結論的考察

ユダヤ人問題の最終的解決が実質的に開始された時点は，ナチス・ドイツが労働力を必要とした時期であった。一方で労働力を必要としたが，ソ連人労働者を大量に労働動員することで，軍需経済の労働力需要に対応し，他方で，それを前提に，絶滅収容所にユダヤ人を移送し，殺害することで人種論的・イデオロギー的観点に対応したのである。以上が，1941年から42年にかけて，ナチス・ドイツで進行した事態である。

しかし，1942年から43年の時点になると，労働力不足の状況が激化し，労働力需要はさらに高まった。この矛盾はそのままでは維持することが困難となった。そこでSSは，この矛盾を基本的に維

(109) Telergram Müllers an Himmler vom 16. 12. 1942, Dok.1472-PS, *IMG*, Bd.27, S.251ff.
(110) *Frank-Diensttagebuch*, S.741; Speer: *Sklavenstaat*, S.380.

持しつつ，労働力需要にも対応する方策をとった。SSは，大量のユダヤ人を絶滅収容所に送り，そこで一酸化炭素ガスによって殺害するというこれまでのユダヤ人絶滅政策を転換したのである。それに代ってSSが導入した方策は，絶滅収容所を解体し，ユダヤ人を含め，労働能力のある者を強制収容所に送り，強制収容所囚人を軍需経済に労働力として供給するというやり方であり，その一方で，労働能力なきユダヤ人は強制収容所で絶滅させるというものであった。その中心がアウシュヴィッツ強制収容所であった。

こうしてアウシュヴィッツ強制収容所は最大の絶滅収容所かつ最大の強制収容所となった。1942年秋，例外はあったが，他の強制収容所にいたユダヤ人をアウシュヴィッツ強制収容所に移送したし，総督府ならびに東部占領地域で強制収容所への収容を狙った住民逮捕が大規模におこなわれた。その一環として，ユダヤ人も強制収容所に収容された。

そもそもSSは，人種論的・イデオロギー的観点を貫徹し，さらには軍需生産そのものに介入しようとした。SSの志向する方向は現存の体制のわく組みを打ち破る可能性をもつものであった。軍需生産そのものへの介入を阻止されたSSは，体制のわく組みにおし込まれ，それ以降，強制収容所を拡大し，囚人の数を増加させることに重点を置くようになった。SSは企業の傍に強制収容所補助収容所を建設し，そこから囚人を企業に貸与することになった。強制収容所は囚人労働力の供給源におしとどめられたのである。それゆえ，SSの利害の一つは強制収容所に集中することになった。強制収容所は，これまでのナチス・ドイツの労働力政策ならびにユダヤ人政策の展開の一つの帰結として，集中的にそれらの矛盾を内包することになったのである。

<追記>本稿は平成7年度文部省科学研究費（一般研究C）の研究助成による研究成果の一部である。

資料・文献リスト

Broszat, Martin: "Nationalsozialistische Konzentrationslager 1933－1945", in: *Anatomie des SS-Staates*, Bd.2, München 1982(1967[1]).

Boelcke, Willi A (Hrsg.): *Deutschlands Rüstung im Zweiten Weltkrieg*, Frankfurt a.M. 1969.

Czech, Danuta: *Kalendarium der Ereignisse im Konzentrationslager Auschwitz-Brikenau 1939－1945*, Reinbek 1989.

Das Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs in Polen 1939－1945, Stuttgart 1975.

DZW: Deutschland im Zweiten Weltkrieg, Bd.1-6, Köln 1974－1985.

Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd.II, Berlin 1985.

Europa untern Hakenkreuz: Die faschistische Okkupationspolitik in Polen (1939-1945), Berlin 1989.

Georg, Enno: *Die wirtschaftlichen Unternehmungen der SS*, Stuttgart 1963.

Herbert, Urlich: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des "Ausländer-Einsatzes" in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Berlin/Bonn 1985.

Herbert, Urlich: "Arbeit und Vernichtung. Ökonomisches Interesse und Primat der 'Weltanschauung'

im Nationalsozialismus", in: *Europa und der ≫ Reichseinsatz ≪. Ausländische Zivilarbeiter,Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938-1945*, Essen 1991.

Herbert, Urlich: "Von Auschwitz nach Essen", in: *Dachauer Hefte* 2, München 1993(1986[1]).

Hilberg, Paul: *Die Vernichtung der europäischen Juden*, Berlin 1982.

IMG: Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, 42 Bde., Nürnberg 1947－1949(München/Zürich 1984).

Janssen, Gregor: *Das Ministerium Speer. Deutschlands Rüstung im Krieg*, Berlin/Frankfurt a.M./Wien 1968.

Kaienburg, Hermann: *"Vernichtung durch Arbeit". Der Fall Neuengamme. Die Wirtschaftsbestrebungen der SS und ihre Auswirkungen auf die Existenzbedingungen der KZ-Gefangenen*, Bonn 1991.

Karny, Miroslav: "Das SS-Wirtschats-Verwaltungshauptamt", in: *>Deutsche Wirtschaft<. Zwangsarbeit von KZ-Häftlingen für Industrie und Behörden*, Hamburg 1991.

Kommandant in Auschwitz. Autobiographische Aufzeichnungen von Rudolf Hoß, eingeleitet und kommentiert von Martin Broszat, Stuttgart 1958.

Konzentrationslager in Hannover. KZ-Arbeit und Rüstungsindustrie in der Spätphase des Zweiten Welkriegs, Hildesheim 1985.

Krausnik, Helmut: "Judenverfolgung", in: *Anatomie des SS-Staates*, Bd.2, München 1982(1967[1]).

Kühnrich, Heinz: *Der KZ-Staat. Die faschistischen Konzentrationslager 1933-1945*, Berlin 1983.

栗原　優「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」『文化学年報（神戸大学）』第８号（1989年）。

Longerich, Peter (Hrsg.): *Die Ermordung der europäischen Juden*, München 1989.

Majer, Diemut: *"Fremdvölkische" im Dritten Reich*, Boppard 1981.

Mommsen, Hans: "Realisierung des Utopischen: 'Endlösung der Judenfrage' im 'Dritten Reich'", in: Geschichte und Gesellschaft, 9. Jg., 1983.

村瀬興雄「ナチズムについての新しい考察（1）（2）（3）（4）」『ソシオロジカ』17-1（1992年），17-2（1993年），18-1（1993年），18-2（1993年）。

村瀬興雄「拙稿『ナチズムについての新しい考察』への補遺」『現代史研究』40号，1994年。

永岑三千輝『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆――1941－1942――』同文舘　1994年。

Nassner, Walter: *Neue Machtzentren in der deutschen Kriegswirtschaft 1942-1945*, Boppard 1994.

NI: Records of the U.S. Chief of Counsel for War Crimes, Nuremberg Militay Tribunals, re Nazi Industrialists.

Obenaus,Herbert: "Konzentrationslager und Rüstungswirtschaft. Der Einsatz von KZ-Häftlingen in Industriebetrieben Hannovers", in: *Verfolgung-Ausbeutung-Vernichtung.Die Lebens-und Arbeitsbedingungen der Häftlinge in deutschen Konzentrationslagern 1933-1945*, hrsg. von Ludwig Eiber, Hannover 1985.

Pingel, Falk: *Häftlinge unter SS-Herrschaft. Widerstand, Selbstbehauptung und Vernichtung im Konzentrationslager*, Hamburg 1978.

Pingel, Falk: "Das System der Konzentrationslager", in: *Verfolgung-Ausbeutung-Vernichtung* (*s. Obenaus*).

Reitlinger, Gerald: *Die Endlösung. HitlersVersuch der Ausrottung der Juden Europas 1939-1945*, Berlin 1961(1953[1]).

Rückerl, Adalbert (Hrsg.): *Nationalsozialistische Vernichtungslager im Spiegel deutscher Strafprozesse. Belzec, Sobibor, Treblinka, Chelmno*, München 1977.

Speer, Albert: *Der Sklavenstaat. Meine Auseinandersetzungen mit der SS*, Frankfurt a.M. / Berlin / Wien 1981.

Statistik des Deutschen Reichs, Neue Folge. Bd.552, 1944.

Die Tagebücher von Joseph Goebbels, Teil II, Bd.4, hrsg. von Elke Fröhlich, München u.a. 1995.
Trials of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals under Control Council Law No.10, vol.5, Washington 1952.
Wysocki, Gerd: *Arbeit für den Krieg. Herrschaftsmechanismen in der Rüstungsindustrie des "Dritten Reiches"*, Braunschweig 1992.
矢野　久「外国人強制労働への道――『電撃戦』構想下のドイツにおける労働力動員――」『三田学会雑誌』第81巻第2号（1988年7月）。
矢野　久「外国人労働者の強制連行・強制労働――1941/42年を中心に――」『1939－ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』同文舘　1989年。
矢野　久「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者の転換」（上）（下）『三田学会雑誌』第84巻第3号（1991年10月），第4号（1992年1月）。
矢野　久「第二次世界大戦期ドイツの東部占領地域での労働力調達」（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）『三田学会雑誌』第85巻第2号（1992年7月），第3号（1992年10月），第4号（1993年1月）。
矢野　久「ナチス強制収容所の史的展開――その成立から1941年まで――」『大原社会問題研究所雑誌』423号（1994年2月）。
矢野　久「ナチス戦時経済と強制労働」『社会経済史学』第60巻第1号（1994年5月）。

（経済学部教授）